写

資料６関係
参考資料１

３愛市第１９０号
令和４年１月１９日

愛知県市議会議長会
会　長　長　田　共　永　様

愛知県市長会
会　長　山　田　拓　郎
（公　印　省　略）

愛知県市議会議長会交付金の見直しについて

貴議長会におかれましては、日頃より当市長会の活動に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当市長会では、昭和６０年度に、愛知県からの補助金を原資として貴議長会に対する交付金を創設して以降、毎年度、同交付金を支出してきたところですが、昨年７月７日開催の役員会において「市長会から市議会議長会へ交付するという支出経路は、首長と議会との関係性から違和感を感じる」という意見があり、これを契機として、当市長会では本交付金支出の経緯や根拠を整理するとともに、各市に対する意向調査や役員会での協議を行う等、今後の取扱いについて検討を重ねてまいりました。

昨年１０月１日開催の臨時役員会において「現行の支出経路が適切ではないと考える市が多数ある以上、今のままの形で市議会議長会交付金を存続させることは極めて困難である」という結論に至り、当市長会として交付金廃止の方針を決定いたしました。

今後は令和５年度からの交付金の廃止を前提に、貴議長会を始め関係団体の御意見をお聞きし、廃止する交付金に代わる貴議長会への助成制度について、十分な協議のうえ調整を進め、検討してまいりたいと考えております。

つきましては、本交付金の廃止及び代替の助成制度について、御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

（参考資料）
別紙１　愛知県市長会から愛知県市議会議長会への交付金について
別紙２　愛知県市長会における愛知県市議会議長会交付金に係る検討の経緯

連絡先　　〒４６０－０００１
名古屋市中区三の丸二丁目３番２号（愛知県自治センター内）
愛知県市長会事務局　梶浦
電　話：０５２－９６２－４１７１
E-mail：ai-sinko@sirius.ocn.ne.jp

別紙１

愛知県市長会から愛知県市議会議長会への交付金について

１　概要

昭和 60 年から毎年、愛知県市長会（以下市長会）から愛知県市議会議長会（以下市議会議長会）へ交付金を交付している。

交付金の原資は愛知県から市長会への県補助金。

愛知県町村会（以下町村会）も同様に昭和 60 年より毎年、愛知県町村議会議長会（以下町村議長会）へ交付金を交付している。

２　経過

（１）昭和 60 年度交付金創設時

- 昭和 59 年 11 月、前年度の市議会議長会会長から依頼された県議会議長が、市議会議長会の自治センター入居に伴う市議会議長会事務局整備（初度備品費を念頭においたものと思われる）のための協力を市長会事務局へ要望。市長会事務局は、補助金は難しいが、愛知県地方課（現市町村課）とも相談して検討する旨回答。
- 昭和 60 年 1 月、市議会議長会が自治センターに部屋を確保するにあたり入居整備費用 2,000 千円位が必要であり、県からの補助金を充てることを計画。県から市長会への補助金に、市議会議長会あての補助金を含め、市長会から市議会へ支出してもらいたい旨の要望。市長会事務局から市長会会長へ報告。
- 昭和 60 年 8 月市長会理事会において、市長会歳入・歳出の補正について報告された。内容は、市議会議長会が自治センター入居に際し、県に対し、共益費・備品整備等経費について、補助金の要望をしたところ、市長会を経由して交付することで決着をみたことに伴うもの。
- 昭和 60 年 10 月市長会役員会において、補正予算案について了承を得る。県補助金 2,000 千円が増額され、既存の市長会への補助金に上乗せして交付されることとなり、市長会は同額を市議会議長会へ交付することとなった。

  これにより、市長会予算としては県補助金歳入 2,000 千円と市議会議長会への交付金歳出 2,000 千円が補正により増額された。
- 同年同月、町村会も同様に歳入・歳出を 2,000 千円補正することが理事会で報告された。県の補助金が町村会を通して町村議長会へ補助されるもの。

（２）昭和 61 年度～平成 25 年度

この間、県補助金は平成 7 年度までは増加傾向。平成 8 年度からはカット、復元となり、平成 11 年度からは県の財政状況から一律カットにより減少し、平成 19 年度に現在額に至る。なお、平成 4 年度から平成 18 年度までの各年度の市議会議長会への交付金の変動については、資料が不存在で理由は不明。

（３）平成 26 年度～現在

平成 25 年度末に市長会会長室と市議会議長会室を一体的利用するとしたことにより、従来市議会議長会が支払っていた共益費（約 500 千円）を市長会が支払うこととし、同額相当 500 千円を平成 26 年度交付金から減額した。その後は変動はなく今日に至る。

（2,500 千円→2,000 千円）。

○県補助金及び市議会議長会交付金（決算額）　　（単位：千円）

年度	県補助金	うち市議会議長会交付金	年度	県補助金	うち市議会議長会交付金
昭和 60 年	当初（18,000） 20,000	当初　(0) 2,000	平成 9 年	24,000	3,500
昭和 61 年	20,000	2,000	平成 10 年	24,000	3,500
昭和 62 年	20,000	2,000	平成 11 年	16,800	2,450
昭和 63 年	20,000	2,000	平成 12 年	11,760	2,000
平成元年	22,000	2,000	平成 13 年	10,590	1,800
平成 2 年	22,000	2,000	平成 14 年	9,540	1,800
平成 3 年	22,000	2,000	平成 15 年	8,590	2,000
平成 4 年	22,000	2,500	平成 16 年	7,310	2,200
平成 5 年	24,000	2,500	平成 17 年	6,220	2,500
平成 6 年	24,000	2,500	平成 18 年	5,290	2,500
平成 7 年	24,000	2,500	平成 19～25 年	4,500	2,500
平成 8 年	21,600	3,000	平成 26 年～	4,500	2,000

３　現状

（１）市議会議長会交付金の交付について

例年 4 月 1 日付けで市議会議長会会長から市長会会長あて、予算書添付のうえ交付金を請求、市長会にて交付決定を通知し、4 月に一括で交付。R3 年度については執行済み。

（２）愛知県補助金の交付申請について

例年 4 月 1 日付けで県へ交付申請。それを受け 4 月 1 日付けで県から交付決定があり、12 月に実績報告、補助額確定の後、請求書を提出し、2 月に交付される。

4 月の交付申請時の対象経費見込み、12 月の実績報告書の対象経費実績に「市議会議長会への交付金の交付」と記載し、県へ提出している。

別紙２

愛知県市長会からの愛知県市議会議長会への交付金の取扱いに係る検討の経緯

（経　緯）

・令和３年７月７日

　市長会役員会において、前年度市長会決算の説明をする中で、市長会から市議会議長会へ交付するという市議会議長会交付金の支出経路について「首長と議会との関係性から違和感を感じる」との意見が出されたことから、市長会から市議会議長会へ交付する支出経路について根拠を整理し、見直しをしていく方針を決定。

・同年７月１４日

　県総務局総務部市町村課に交付金の取扱いについての県の考えを確認。

　県の見解として、市長会を通じて市議会議長会に交付金を支出している状況は承知しているが、今後の取扱いについては、市長会の判断に委ねる。

・同年８月３日

　市議会議長会事務局の新城市議会事務局へ交付金支出の経緯を説明し、確認を求めた。

（後日、市議会議長会から、説明内容と異なる事実は判明しなかった旨の回答）

・同年８月２７日

　市長会役員会において市議会議長会交付金の経緯等を説明。

　各市に意向調査を行い、市長会としての方針を固めたうえで市議会議長会と協議していくことに決定。

・同年８月３０日

　市長会から県総務局総務部市町村課に、市議会議長会交付金を県から直接交付することが可能であるか質問したところ、直接交付することは困難である旨の回答。

・同年９月１３日

　各市へ市議会議長会交付金のあり方についての意向調査を実施。

　「県からの補助金が財源とはいえ、市長会から市議会議長会へ経常的に交付金を支出することは支出経路として適切かどうか」という質問に対し、「支出経路として適切ではないと考える」という回答が１７市、「適切であると考える」という回答が１５市、「その他」が６市であった。

・同年９月

　他県市長会へ市議会議長会への助成について調査を実施。

　調査の結果、回答のあった 46 都府県のうち市長会から市議会議長会に対する助成を行っているのは愛知県のみであることが判明した。

・同年１０月１日

　臨時役員会で市長会としての対応方針を協議し、交付金廃止の方針を決定。

　現行の支出経路が適切ではないと考える市が多数ある以上、今のままの形で市議会議長会交付金を存続させることは極めて困難であり、現行制度の見直しを行うが、市長会として合意形成をしていく必要があることから、他県でも事例の多い市町村振興協会から市議会議長会への助成に改めることを視野に入れ、役員会の決定を各

市へは再度丁寧に説明する。また、議長会や振興協会など関係団体と十分に調整を行い、議長会等に対し丁寧な説明を行う。なお、次年度事業計画・予算案には間に合わないため、令和５年度の事業に反映させることを目標に、慎重に調整に入ることとした。

・同年１０月２５日
　市議会議長会理事市事務局長へ交付金廃止の方針決定に至った経過及び振興協会からの助成への変更の可能性等を説明。

・同年１０月２６日
　町村会事務局長へ交付金廃止の方針決定に至った経過及び振興協会からの助成への変更の可能性等を説明。

・同年１１月２６日
　市議会議長会事務局から質問・確認事項を受理。

・同年１２月８日
　市議会議長会事務局へ質問・確認事項に関する回答を送付。

・同年１２月２８日
　市議会議長会事務局から追加の質問・確認事項を受理。

・令和４年１月１１日
　市議会議長会事務局の新城市議会事務局と次期市議会議長会事務局の東海市と打ち合わせ。

資料６関係
参考資料２

写

東議愛第５３号

令和４年（２０２２年）６月２日

愛知県市長会

会長　太　田　稔　彦　様

愛知県市議会議長会

会長　加　藤　菊　伸

愛知県市議会議長会交付金の協議スケジュールについて（通知）

深緑の候、貴職には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和４年（２０２２年）１月１９日付で御依頼のありました愛知県市議会議長会交付金の廃止及び代替の助成制度に対する本会からの意見について、現在のコロナ禍により定期総会をはじめ理事会等の各種会議が書面開催を余儀なくされる等、十分な協議機会を設けることができておりません。

つきましては、下記の協議スケジュール等により、本年度中に本会の意見調整を図っていきたいと考えております。今後、本件に関する取り扱いについては、協議の結果によることになりますので、御理解ください。

記

１　協議スケジュール（予定）

(1)　令和４年　７月　１日（金）臨時事務協議会

(2)　令和４年　８月　３日（水）正副会長市・理事市局長会議

(3)　令和４年１０月１１日（火）第２回理事会

(4)　令和５年　１月　６日（金）第１３７回愛知県市議会事務協議会

(5)　令和５年　２月　３日（金）第１２３回定期総会

２　協議の進め方

(1)　交付金創設から現在までの経緯の説明

(2)　交付金が廃止された場合の影響等について説明、協議

(3)　全市議会を対象とした意向調査の実施

愛知県市長会
4.6.-6
受付

【問合せ先】　東海市議会事務局　担当：坂、長谷川

TEL：052-603-0031（直通）

FAX：052-601-0627

E-mail：gikai-ji@city.tokai.lg.jp

写

資料６関係
参考資料３

令和４年６月１０日

愛知県市議会議長会会長市
東海市議会事務局長　森　田　昌　代　様

愛知県市長会
事務局長　相　津　晴　洋

令和４年度市議会議長会交付金交付の見直しに係る協議日程（案）に関する留意点について（通知）

愛知県市議会議長会交付金の協議スケジュールにつきまして、令和４年６月２日付けでご通知いただきありがとうございました。

今後、貴会における協議が進行し、当会から提案させていただいている交付金見直しに伴う代替措置について鋭意、ご検討いただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

なお、当会における交付金見直しの協議日程につきましては、昨年度末に「令和４年度市議会議長会交付金交付の見直しに係る協議日程(案)について」（令和４年３月３１日付け愛知県市長会事務局長名通知）でご連絡したところですが、今後、双方で協議を進めていくうえで誤解が生じないよう、特にご留意いただきたい点について、下記のとおり補足させていただきます。

記

１　令和４年１１月７日開催の市長会臨時総会について

臨時総会において令和５年度市長会予算案の審議を行いますが、市議会議長会交付金については、令和５年度で廃止する旨、役員会で既に方針を決定しておりますので、今後の貴会との協議の進捗如何にかかわらず、令和５年度市長会予算案に同交付金は計上しないこととしております。

２　令和５年２月開催の市町村振興協会理事会について

今後、貴会との協議が整い、予算案作成時までに振興協会助成金の要請をいただいた場合は、令和５年度予算案に助成金を新規計上し、理事会でご審議いただく予定です。なお、この点に関しては、令和４年２月２２日及び５月２４日の理事会において、案として既にお示しし、他の理事から異論は出ておりませんので、ご承認いただけるものと考えております。

また、予算案作成時までに貴会から振興協会助成金の要請がない場合は、令和５年度予算案に新規助成金の計上はできないことになります。この場合、市議会議長会交付金の代替として、市長会から責任を持って提案できる令和５年度以降の助成金は、他にないことをご承知おきください。

連絡先　愛知県市長会事務局
電　話　０５２－９６２－４１７１
ＦＡＸ　０５２－９６２－４１５４
E-mail　ai-sinko@sirius.ocn.ne.jp

資料６関係
参考資料４

写

東議愛第５６号

令和４年（２０２２年）６月１５日

愛知県市長会

事務局長　相　津　晴　洋　様

愛知県市議会議長会会長市

東海市議会事務局長　森　田　昌　代

（公　印　省　略）

愛知県市議会議長会交付金の見直しに係る協議について（通知）

令和４年６月１０日付で通知のありました、令和４年度市議会議長会交付金交付の見直しに係る協議日程（案）に関する留意事項について、二元代表制のもとに地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担う議会にあって、本件において十分に協議する期間が保障されず、一方的に結論を迫られている現状に鑑み、下記のとおり意見するものです。

記

１　協議内容について

令和４年１月１９日付３愛市第１９０号で通知のあった「愛知県市議会議長会交付金の見直しについて」において、「・・・当市長会として交付金廃止の方針を決定いたしました。今後は令和５年度からの交付金の廃止を前提に、貴議長会を始め関係団体の御意見をお聞し、廃止する交付金に代わる貴議長会への助成制度について、十分な協議のうえ調整を進め、検討してまいりたいと考えております。」とあり、これを受け本市議会議長会としては、令和４年６月２日付東議愛第５３号にて、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により十分な協議の場を設けられなかった現状を顧みたうえで、令和５年２月の定期総会までの間に、協議を進め、結論を得る日程を示したところである。

この度の、令和４年６月１０日付の事務局長からの通知は、令和４年１月１９日付の愛知県市長会長通知にある、「本交付金の廃止及び代替の助成制度について市議会議長会の意見を求め、十分な協議のうえ調整を進め検討していく」との内容と矛

愛知県市長会
4.6.20
受付

盾するものであり、協議する前提として疑問である。

2　協議手続きについて

(1)　市長会として令和４年６月１０日の事務局長通知のように、本市議会議長会の協議を待たず、一方的に令和５年度からの交付金の廃止を通告することは、令和４年１月１９日付で出された本市議会議長会会長あて協議依頼文を無価値なものとするだけでなく、予算化を見送る事実の適示は、市長会による提案を強要していると言わざるを得ない。

(2)　協議手続きの依頼について、貴会と本市議会議長会が対等な立場であることを前提とするならば、貴会における決定は、本市議会議長会との協議の上で行われるべきことであり、役員会決定における「議長会や振興協会など関係団体と十分に協議し、丁寧な調整を行う」こと及び本市議会議長会からの質問への回答における「今後、交付金の見直しを行うに当たっては、議長会のご意見を十分に伺ったうえで協議をしていく必要があると考えている」ことから大きく乖離する決定方法となっている。

3　市町村振興協会理事会での発言について

令和４年６月１０日の事務局長通知では、令和４年５月２４日の市町村振興協会理事会における協議内容について、他の理事から助成金の新規計上に異論が出ていないことを記載しているが、理事である本市議会議長の発言として、今後の議長会内での十分な議論によって方向性を探りたい旨の意見が出されていることを無視している。